

特定重大事故等対処施設（特重施設）等に関する確認項目（案）

項目一覧

原子力規制委員会（原子力規制庁）への確認項目
1. 特重施設
（1）施設の設計
＜1＞ 設置地盤のシーム及び断層に活動性がないことを確認しているか
＜2＞ 施設建物および施設内部の設備は、基準地震動により必要な機能を喪失しない設計となっているか
＜3＞ 施設は津波やその他自然災害への耐性を有した設計となっているか
＜4＞ 火災などの内部事象により必要な機能を損なうことがないよう、対策を講じているか
＜5＞ 事故対処に必要な燃料・水源は、外部支援無しでも十分確保できるか
＜6＞ 注水設備や電源設備は多重化される等、信頼性の向上が図られた設計となっているか
＜7＞ 大型航空機が原子炉建物に直接衝突しても、緊急時制御室や、事故対応に必要な特重施設の機能は維持できるか
＜8＞ 航空機衝突事象時、第2フィルタ付ベント設備の使用により、どの程度放射性物質の放出を低減できるのか
＜9＞ 審査において特に確認に時間を要した項目は何か
（2）施設の運用
＜10＞ 事故対処に必要な特重施設の要員は常時確保できるか
＜11＞ 特重施設に要員がとどまるための食糧・備蓄物資は確保できるか
＜12＞ 緊急の炉心減圧操作や注水などが必要となった場合において、特重施設と島根2号機本体の重大事故等対処施設（常設及び可搬）の使用順序は整理されているか
＜13＞ 特重施設の運用に係る訓練の内容は確認されているか
（3）施設設置による安全上の影響
＜14＞ 施設設置により、島根2号機本体の設備の構造・強度に悪影響（配管接続による流路条件の悪化、発生応力の上昇など）が生じていないか
＜15＞ 島根2号機本体の原子炉運転中に特重施設に関する工事を行っても、アクセスルートが使えなくなる等、本体審査で認められた事故対応に悪影響はないか
＜16＞ 施設設置により、原子力災害対策特別措置法（原災法）に定める通報基準はどのように変化するのか（安全性が向上し、住民避難を要する事象が出にくくなると言えるか）

原子力規制委員会（原子力規制庁）への確認項目
2. 所内常設直流電源設備（3系統目）
＜1＞ 施設設置地盤のシーム及び断層に活動性がないという根拠は何か
＜2＞ 3系統目の追設により電源系統が複雑になるが、混乱なく運用するための技術的能力（手順等）は確認されているか
＜3＞ 「特に高い信頼性を有する」という根拠は何か
＜4＞ 既許可で見えていない島根固有論点の審査において、問題点や注意点はなかったか
＜5＞ 当初申請時から基本方針を変更し、原子炉隔離時冷却系を給電対象外としているが、問題はないか